

# 国際憲章等にみる遺産のパブリック

## 1. はじめに

国際的な遺産保護が、国連教育科学文化機関（UNESCO）や国際記念物遺跡会議（ICOMOS）といったIGO（政府間組織）・NGO及びそうした機関によって生み出される制度や政策だけによって牽引されてきたわけではない。理想的には、フラグシップとしての諸施策・原則と世界の各地域におけるフィールドレベルでのニーズが一致することが望ましく、遺産保護に関する組織や政策はそれらを追求していく必要がある。しかし、現実には、原則と現実の狭間に大きな乖離があることも認めなければならない。

そうした前提を踏まえつつも、本稿では、遺産保護に関する組織、関係政府等を中心に採択される条約や憲章等にもとづいて、「パブリック」という概念の捉え方の歴史的変遷を検討したい。このことは、本研究集会の内容を包括する視点として一定の意義があろう。

国際社会によって構築されてきた遺産保護の条約や憲章は、必然的に国際的な遺産保護や社会開発に対する認識やトレンドを反映したものとなることが多い。国連連合の専門機関のひとつであるUNESCOを中心に作成した場合はとくにその傾向が顕著になる。こうした傾向は、国連ミレニアム開発目標（MDGs）など人類共通の国際的開発目標を国連が強調し始めたこととも関連し、21世紀に入っていっそう強まってきているといえるだろう。

## 2. 関連するキーワードの使用

遺産保護のトレンドを示すキーワードがある。本研究集会が掲げる「パブリック」ということばに関連するキーワードとしてもいくつかのものが指摘できる。例えば、“public<sup>1)</sup>”（パブリック），“community”（もしくは-ies）（コミュニティ），“access”（アクセス），“participation”（参加），“indigenous”（先住民）、そして“stakeholder”などであろう。

ここでは、具体的な作業として、パブリックという概念を取り巻く6つのキーワードについて、遺産保護の領域で代表的な憲章等で用いられている回数をカウントした。

その結果を表したものが付表である。また、同表では遺産保護とそれを取り巻く領域におけるエポックとして考えられる出来事を併記した。

## 3. 市民参加の芽生えへの過程

“community”や“public”、“access”といった概念はその登場も早く、遺産保護に関する国際的な憲章等が作成され始めた20世

紀中葉（アテネ憲章以降）から使われていた。こうしたなかで、“public”という概念がアテネ憲章の段階から、遺産保護におけるpublic interest（公益）を重視していたことは看過してはならない。

その後、1972年の国連人間環境会議<sup>2)</sup>などを経るなかで、市民の役割も強調されるようになり、“participation”という語が用いられるようになった。これまで用いられていた“access”という語は、行政や専門家から与えられた遺産に対する「アクセス」であり、ともすれば受動的ニュアンスが強かった。しかし、“participation”という語が使用されはじめたことによって、市民自らが遺産保護に何らかのかたちで参加する（責任をもつ）ということが、パブリックの概念の考え方として付与されることになった。この変化は、“indigenous people”（先住民）に対する言及とも併行し、現在にまで至る遺産保護の現代的理論の根底を形成する画期であったと評価できよう。

## 4. コミュニティ重視の展開

1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議では、その成果文書のひとつであるアジェンダ21が採択された。そのセクションのひとつとして「主たるグループの役割の強化」が扱われ、コミュニティに対する言及も行われている。加えて、同会議では生物多様性の保護を主眼においた条約でありながら、先住民や文化にも深い関わりをもつ「生物多様性条約」が採択された。

同年には、世界遺産条約に文化的景観が導入され、また1994年には「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバルストラテジー」の採択などが採択される。

こうした一連の動向は、その後のコミュニティやその参加をめぐる議論や施策を一層加速させる原動力となった。さらに、文化遺産保護が文化遺産単体で存在するものではなく、国際的な社会、とくに国連システムのなかで社会開発における共通のビジョンとゴールをもしながら、各々の分野で関連施策を推進していくという体制に文化遺産保護も深くコミットし始めた転機としても理解できるのではなかろうか。それは、その後2000年の国連ミレニアム開発目標（MDGs）を含め、現在まで一貫していることである。

1999年にICOMOSによって採択された、「国際文化観光憲章」（International Cultural Tourism Charter: Managing Tourism at Place of Heritage Significance: 資料A）は、1976年に採択された「文化的観光の憲章」（Charter of Cultural Tourism）の改訂版で

あるが、遺産保護と社会開発との関係性、また遺産観光と地域社会（コミュニティ）との関係性をつよく謳った点で特筆される。

国際社会がコミュニティとその参加を強く意識すればするほど、文化遺産保護政策もその方向に向かっていくことになる。

## 5. 世界遺産戦略目標〈5C〉の時代

2002年になると、世界遺産条約は30周年を迎える。それにあたって採択されたのが「世界遺産に関するブタペスト宣言」（資料B）である。そのなかではCを頭文字にとる4つの事項が今後の重要な戦略目標として位置づけられた。つまり、「信用性の確保（Credibility）」、「保存活動（Conservation）」、「能力の構築（Capacity building）」、「意思の疎通（Communication）」である。そして、その5年後、2007年には「コミュニティの活用（Community）」が追加された。

この頃から、さまざまな憲章等もおいても“stakeholder”ということばが多用されるようになる。コミュニティも含めて、さまざまな立場の関係者が対等に必要とされるなかで、すべての立場を包含したこの“stakeholder”ということばが必要になったのかもしれない。

2005年にECで採択された「社会にとっての文化遺産の価値に関する条約」（Framework Convention on the Value of Cultural Heritage for Society: 資料C）は社会の参加なども含めた遺産保護の現代的役割について包括的に提示している。

また、2008年にICOMOSによって採択された「文化遺産のインターパリテーション及びプレゼンテーションに関するイコモス憲章」（ICOMOS Charter on the Interpretation and Presentation of Cultural Heritage Sites: 資料D）では、遺産公開のあり方について7つの原則を提示し、遺産保護と遺産価値の効果的な伝え方について示している。

その後も、遺産保護の国際的施策において、コミュニティの役割は高まる一方である。2012年の世界遺産条約40周年のテーマは「世界遺産と持続可能な開発：地域社会の役割」であった。日本で開催された最終会合の成果文書である「京都ビジョン」（資料E）でも再び先住民を含むコミュニティの重要性が提起された。

また、同年、リオデジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議（Rio+20）の成果文書「私たちが望む未来」（The Future We want）においても、今回取り上げた5つのキーワードが散りばめられている。

1992年にリオデジャネイロで開催された「国連環境開発会議」から20年が経ち、

コミュニティをめぐる議論はどこへ向かうのだろうか。遺産保護の領域においても、国際的なフラグシップとしての世界遺産条約や関連憲章等は、各地域の遺産保護とコミュニティをめぐる現実との狭間で整合性を保てているのだろうか。こうした問題はすでに本研究集会においてもその一端が指摘され、今後も大きな課題であろう。

そのなかで、付表で取り上げた半世紀以上にわたる国際的な憲章等の動向は、遺産保護の専門家が半世紀にわたって追求してきた理想の歴史であり、その変遷には大き

な意味が存在する。国際的な憲章等においては、遺産へのアクセスという考え方から始まったパブリックな存在としての遺跡・遺産であるが、その後の社会変化とともに生じた「市民参加」は、「遺産から生じる利益のコミュニティへの還元のために」「コミュニティにおける人材養成」が必要とされるに至り<sup>3)</sup>、遺跡・遺産保護は社会開発のためのひとつの手段として位置づけられるとともに、遺跡・遺産を担う主体としても認識され、社会にとって遺跡・遺産はますますパブリックな存在となりつつあ

ると指摘することができよう。

菊地淑人（奈良文化財研究所）

- カウントされたものの中には、「政府」という意味でのパブリックと「公共／国民一般」という意味でのパブリックの2つの用例が存在している。
- 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）も、当初はこの会議において採択されることが目指されていた。
- 世界遺産条約採択40周年記念最終京都会合における成果文書「京都ビジョン」。

### 条約・憲章・勧告・宣言とパブリックに関連するキーワード

		community	public	stakeholder	access	indigenous	participation
1931	●歴史的記念建造物の修復のためのアテネ憲章	○	○	-	-	-	-
1956	■考古学上の発掘に適用される国際的原則に関する勧告	UNESCO	○	○	-	-	-
1960	■博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告	UNESCO	○	●	-	○	-
1964	★記念建造物および遺跡の保護と修復のための国際憲章（ウェニス憲章）	ICOMOS	-	-	-	-	-
1967	●芸術的・歴史的重要性を有する記念物及び遺跡の保存活用に関する会合・最終報告	UN	○	●	-	○	-
1972	■国連人間環境会議（ストックホルム・サミット）：UNEP発足	UN	-	-	-	-	-
	●人間環境宣言（国連人間環境会議成果文書）	UN	○	-	-	-	-
	■世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	UNESCO	○	●	-	●	-
	■文化遺産及び自然遺産の国内の保護に関する勧告	UNESCO	●	○	-	○	-
	★古代建物群への現代的構造物の導入に関するシンポジウム決議	ICOMOS	-	-	-	-	-
1975	★小規模な歴史的都市の保存に関する国際シンポジウム決議	ICOMOS	○	○	-	-	○
	●アムステルダム宣言	ヨーロッパ建築遺産会議	○	○	-	-	○
	●ヨーロッパ建築遺産憲章	EC	○	○	-	-	○
1976	■歴史的地区的の保全及び現代的役割に関する勧告	UNESCO	●	○	-	○	-
	★文化的観光の憲章	ICOMOS	○	○	-	-	-
1978	■可動文化財の保護のための勧告	UNESCO	○	○	-	○	-
1980	世界保全戦略 “sustainability”概念の登場	(UNEP/IUCN/WWF等)	-	-	-	-	-
1981	◆文化的意義を持つ「場所」の保存のためのオーストラリアイコモス憲章（バラ憲章）*1999改訂	Australia ICOMOS	○	○	-	○	○
1982	■国連環境計画管理理事会特別会合（ナイロビ会議）	(UN)	-	-	-	-	-
	★歴史的庭園保護憲章（フレンチエ憲章、1982）	ICOMOS	-	●	-	○	-
	★小規模集落の再活性化に関するトラスカラ宣言	ICOMOS	●	○	-	-	○
	★「戦争で破壊された記念物の再建に関するハレスデン宣言	ICOMOS	-	○	-	-	○
	◆ケベックの遺産保護に関する憲章（チヤンボール宣言）	ICOMOS-Canada	●	●	-	○	-
1983	★ローマ宣言	ICOMOS	-	○	-	-	-
	◆建築環境の保護及び強化に関するアップルトン憲章	ICOMOS-Canada	-	○	-	-	○
1987	■“Our Common Future”の発表（環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会））	(UN)	-	-	-	-	-
	★歴史的都市街区保存憲章（ワシントン憲章）	ICOMOS	○	-	-	-	○
	◆歴史的都市の保存・再生に関する第1回ブラジルセミナー	ICOMOS-Brazil	○	-	-	-	○
1989	■伝統的文化及び民間伝承の保護に関する勧告	UNESCO	●	○	-	○	-
1990	★考古学遺産管理運営に関する憲章	ICOMOS	-	●	-	○	●
1992	環境と開発に関する国連会議（国連環境開発会議・リオデジャネイロ）	(UN)	-	-	-	-	-
	アジェンダ21発表（国連環境開発会議成果文書のひとつ）	(UN)	-	-	-	-	-
	世界遺産条約におけるCultural Landscape等の導入（Operational Guideline改訂）	(UNESCO)	-	-	-	-	-
	●環境と開発に関するリオ宣言（国連環境開発会議成果文書）	UN	○	○	-	○	○
	●生物多様性条約（CBD）	UNEP	○	○	-	○	●
1993	★記念物・環境・遺跡保護の教育・訓練に関するガイドライン	ICOMOS	○	-	-	○	-
1994	■「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバルストラテジー」の採択	(UNESCO)	-	-	-	-	-
	★オーセンティティに関する奈良良好キリスト	ICOMOS	○	○	-	-	-
1996	■水中文化遺産の保護と管理に関する憲章	ICOMOS	○	○	-	●	-
	★サンクトニニオ宣言	ICOMOS	○	○	-	○	○
	★記念物・建造物群・遺跡の記録に関する原則	ICOMOS	-	●	-	○	-
1998	■人類の口承及び無形文化遺産の傑作の宣言」の開始	(UNESCO)	-	-	-	-	-
	★ストックホルム宣言・世界人権宣言50周年におけるICOMOS宣言	ICOMOS	○	-	-	-	-
1999	■国際文化観光憲章－観光と遺産の重要性を有する場のマネジメント	ICOMOS	○	-	-	●	-
	★歴史的木建建築の保存原則	ICOMOS	-	○	-	○	-
	★土地に根ざした遺産に関する憲章	ICOMOS	●	○	-	○	-
2000	■国連ミレニアム開発目標(MDGs)の発表	(UN)	-	-	-	-	-
	●欧洲景観条約	EU	●	●	-	-	-
	■水中文化遺産保護に関する条約	UNESCO	-	○	-	●	-
2002	持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルク・サミット）	(UN)	-	-	-	-	-
	世界重要農業遺産システム（世界農業遺産）(GIAHS)の発表（ヨハネスブルク・サミットにて）	(FAO)	-	-	-	-	-
	世界遺産条約30周年	(UNESCO)	-	-	-	-	-
	■世界遺産に関するダバースト宣言	UNESCO	○	○	-	-	-
	●有形文化遺産及び無形文化遺産の保護のための統合的アプローチに関する大和宣言	UNESCO	●	-	○	-	○
2003	★壁画の保存及び修復に関するイコモス原則	ICOMOS	-	●	-	○	-
	◆インドネシア遺産保護憲章 “Plagam Pelestarian Pusaka Indonesia”	ICOMOS-Indonesia	●	○	-	-	-
	■無形文化遺産の保護に関する条約	UNESCO	○	○	-	○	○
2004	◆中国遺産保護原則	ICOMOS-China, The	●	○	-	○	-
2005	■文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約	UNESCO	○	○	-	○	○
	★遺産の構造・場所・範囲の立地の保護に関する西安宣言	ICOMOS	●	○	-	-	-
	●社会にとっての文化遺産の価値に関する条約	EU	●	○	-	●	-
2007	■タベス・宣言で掲げられた戦略目標4Cへの 5つ目の“C”(Community)の追加	(UNESCO)	-	-	-	-	-
	●先住民族の権利に関する国際連合宣言	UN	●	○	-	●	○
2008	■文化的道に開けるイコモス憲章	ICOMOS	○	●	○	○	-
	★文化遺産のインターブリーテーション及びプレゼンテーションに関するイコモス憲章	ICOMOS	○	○	-	●	-
	★墙の精神の保護に関するケック宣言	ICOMOS	●	-	○	-	○
2010	■文化遺産の災害リスクマネジメントに関する宣言	ICOMOS	○	○	-	-	-
	◆文化遺産の価値を有する場の保存に関する憲章	ICOMOS-New Zealand	○	○	-	○	●
	●生物の多様性に関する条約の伝遺資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書	UNEP/SCBD	○	○	●	○	○
2011	■世界遺産条約履行のための戦略的行動計画2012-2022の採択	(UNESCO)	-	-	-	-	-
	★産業遺産サイト・構造・地域・景観の保護に関するイコモス・ティック共同原則	ICOMOS/TICCIH	●	●	○	○	-
	★歴史的都市・町・都市域の保護及びマネジメントに関するバレッタ原則	ICOMOS	○	○	-	○	●
	★開発の原動力としての遺産に関するパリ宣言	ICOMOS	○	○	●	-	○
	■歴史的都市景観に関する勧告	UNESCO	○	●	●	-	-
2012	■国連持続可能な開発会議(Rio+20)	(UN)	-	-	-	-	-
	●私たちが望む未来（国連持続可能な開発会議成果文書）	(UNESCO)	○	○	○	○	○
	■京都ビジョン（世界遺産条約採択40周年記念最終会合成果文書）	UNESCO	○	-	○	-	-

■ UNESCOにおける条約・勧告  
\* ICOMOS総会等において採択された憲章・決議・宣言  
◆ 各国におけるICOMOS国内委員会で採択された憲章や発行された刊行物(とくに国際的観点から重要なもの)  
● その他の国際的な条約・文書(UN機関/地域連合)

各語の使用回数  
○ 1~4  
● 5~9  
◎ 10~